

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年 4月28日(月)

休刊のお知らせ

次週号は休刊とさせていただきます。
次回は5月12日(月)
号となります。



◆ 今週のコよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

4/28(月) 仏滅 旧暦4月1日
29(火) 大安 昭和の日、柔道全日本選手権
30(水) 赤口 ベトナム戦争終結50年、2月決算法人の確定申告ほか
5/ 1(木) 先勝 メーデー、八十八夜、天皇陛下即位6年
2(金) 友引 4月の米雇用統計発表
3(土) 先負 憲法記念日
4(日) 仏滅 みどりの日

〓 先週の株と為替 〓

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/21(月)	34,280 ▼450	140.55 △1.84
22(火)	34,221 ▼59	140.28 △0.27
23(水)	34,869 △648	141.86 ▼1.58
24(木)	35,039 △170	142.57 ▼0.71
25(金)	35,706 △667	143.39 ▼0.82

相続人がいない場合、遺産はどうなる？

近年、単身高齢者の増加などにより亡くなった方（被相続人）の財産を引き継ぐ相続人がいないケースが増えており、最高裁の資料によると相続人不在のため国庫帰属となった財産は令和5年度に1千億円を超えています。

◆ 相続人不在とは

民法では被相続人の財産を相続する権利がある者として法定相続人が定められています。被相続人の配偶者は常に相続人となり、配偶者とともに、①子、②親などの直系尊属、③兄弟姉妹の順番で相続人となりますが、法定相続人になる方がいない場合や相続人全員が相続放棄した場合など、相続人が一人もいない状態を相続人不在といいます。

相続人不在の場合でも被相続人が特定の個人や団体に財産を渡す旨の遺言書を作成していれば、その内容に従って財産の処分が行われます。遺言書がない場合は、利害関係人又は検察官の申立てにより家庭裁判所が相続財産清算人を選任するとともに相続人搜索の公告（6ヵ月以上）や債権申出の公告（2ヵ月以上）を行い、期間内に相続人が現れなければ相続人不在が確定します。

◆ 財産分与の申し立てができる特別縁故者

特別縁故者に該当する方は、相続人不在の確定後3ヵ月以内に家庭裁判所に財産分与の申し立てができます。特別縁故者とは、①被相続人と同一生計であった方、②被相続人の療養看護に努めた方、③その他被相続人と特別の縁故があった方であり、裁判所の判断により財産分与を受けることができます。

なお、特別縁故者への財産分与などを行った後の残余財産は国庫に帰属することになります。

■この記事の詳細は、情報BOX201517

基礎控除の見直し等による源泉徴収事務

税制改正により、所得税の基礎控除等の見直しや特定親族特別控除の創設などが行われ、令和7年分以後の所得税に適用されますが、これらの改正の施行は令和7年12月1日となります。そのため、令和7年分の給与の源泉徴収事務は11月まで変更はなく、12月に行う年末調整の際に改正後の基礎控除等に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の源泉徴収税額との精算を行います。

なお、特定親族（19歳以上23歳未満で合計所得金額58万円超123万円以下）がいる方は特定親族特別控除を適用できますが、特定親族の合計所得金額が100万円以下の場合は令和8年以後の給与に係る源泉徴収の際に控除が受けられます。

★★★ 5月のチェックポイント ★★★

- ※自社と取引先のGWの休業日程を確認して納品や集荷などに支障がないようにします。
- ※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、6月からの徴収に備えて賃金台帳等に転記するとともに1部を社員本人に交付します。
- ※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容が適正かチェックして納付期限を確認します。
- ※自動車税・軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されます。納税通知書が届いたら売却・廃車等の確認をして納税します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

被相続人の財産を引き継ぐ相続人がいない場合は

近年、配偶者や子のいない単身高齢者の増加などにより、亡くなった人（被相続人）の財産を引き継ぐ相続人がいないケースが増えており、遺言書もない場合、被相続人の財産は最終的に国庫に帰属することになります。最高裁の資料（裁判所省庁別財務書類）によると、相続人不存在のため国庫帰属となった相続財産の収入は令和5年度に1千億円を超えており、年々増加しています。

◆相続人の範囲

民法では、被相続人の財産を相続する権利を有する法定相続人を次のとおり定めています。

・被相続人の配偶者（内縁関係は含まれません）は常に相続人となり、配偶者以外の人は次の順序で配偶者とともに相続人になります。なお、相続を放棄した人は初めから相続人でなかったものとされます。

・第1順位：被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、孫（直系卑属）が相続人となります）。

・第2順位：被相続人の直系尊属（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、祖父母が相続人となります）。第2順位の方は、第1順位の方がいないとき相続人になります。

・第3順位：被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、甥、姪（兄弟姉妹の子）が相続人となります）。第3順位の方は、第1順位の方も第2順位の方もいないとき相続人になります。

◆相続人がいない場合の財産の行方

法定相続人がいない場合や、相続人全員が相続放棄をした場合などで被相続人の財産を引き継ぐ相続人が一人もいない状態を相続人不存在といいます。

相続人がいない場合でも被相続人が遺言書を作成していれば、特定の個人や団体に財産を渡すことができますが、遺言書もなく相続人の存在も明らかでない場合は、利害関係人（被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者、特別縁故者など）や検察官の申立てにより、家庭裁判所は相続財産清算人を選任します。

相続財産清算人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与が行われる場合もあります。

◎相続財産清算人が選任された後の手続の流れ

1. 家庭裁判所は、相続財産清算人選任の審判をしたときは、相続財産清算人が選任されたことを知らせるための公告及び相続人を捜すための公告を6ヵ月以上の期間を定めて行います。この公告の期間満了までに相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定します。

2. 1の公告があったとき、相続財産清算人は2ヵ月以上の期間を定めて、相続財産の債権者・受遺者を確認するための公告をします（1の公告の期間満了までに2の公告の期間が満了するように公告します）。

3. 1の公告の期間満了後、3ヵ月以内に特別縁故者に対する相続財産分与の申立てが行われる場合があります。

4. 相続財産清算人は、法律にしたがって債権者や受遺者への支払をしたり、特別縁故者に対する相続財産分与の審判にしたがって特別縁故者に相続財産を分与するための手続をします。

5. 4の支払等をして清算後に相続財産が残った場合は、相続財産を国庫に引き継いで手続が終了します。

◎特別縁故者に対する相続財産分与

家庭裁判所により相続財産清算人が選任された場合において、家庭裁判所の相続人を捜索するための公告で定められた期間内に相続人である権利を主張する者が現れず相続人不存在が確定した場合に、被相続人と特別の縁故のあった者が「特別縁故者に対する相続財産分与」の申立てを行い、家庭裁判所が相当と認めるときは、相続財産清算人が被相続人の債務を支払うなどして清算を行った後に残った相続財産の全部又は一部を分与します。

なお、申立てができる期間は公告の期間満了後、3ヵ月以内となります。

※特別縁故者とは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者のいずれかに該当すると認められる者です。